

性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議（第1回）

性暴力被害者支援の実際と要望

特定非営利活動法人
性暴力救援センター・東京（SARC東京）
平川和子

性暴力救援センター・東京のなりたち

Sexual Assault Relief Center Tokyo (SARC東京) <https://sarc-Tokyo.org/>

- 1年間の準備を経て2012年6月1日開設。
- 運営委員会方式で運営を行う民間の支援団体。
- 24時間365日のホットラインを窓口にして被害直後からの総合的支援を行う。
- 2015年7月より「東京都 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援事業」に参画。ホットラインを「性暴力救援ダイヤル NaNa」(03-5607-0799)に名称変更し、支援員45人が2人体制4交代で業務を行う。
- 支援員は被害者を関係機関へとつなぐコーディネートの役割を担う。

支援の基本理念（「性暴力被害対応マニュアル」より）

身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの（国連経済社会局女性の地位向上部「女性に対するに暴力に関する立法ハンドブック」2009年）

SARC東京では性暴力を「不同意の性行為」として相談を受ける

1

- ・ 性暴力は人権侵害である
- ・ 「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」の実現が必要である。

2

- ・ 性暴力は人間としての尊厳を貶め性的自己決定権を奪う
- ・ 被害直後からの総合的支援が必要である

3

- ・ 性暴力は性差別社会の中で起きている
- ・ 被害についての自己責任論や二次被害をなくす必要がある

トラウマ化とスティグマ化を予防する取り組み

1) 被害直後からの総合的支援

- ・ 24時間ホットラン⇒面接相談⇒同行支援(産婦人科、警察、精神科、弁護士等)
- ・ 中長期の支援⇒①養護教諭・スクールソーシャルワーカー等と連携、
②トラウマケアに理解のある専門的知見を持つ精神科クルーの
拡大
③生活支援のための法的根拠が必要
- ・ コーディネート機能を担う専門家の配置

2) 捜査機関における支援⇒トレーニングされた(女性)警察官の増員、二次被害対策

3) 司法支援の必要⇒被害直後における協力弁護士による相談の必要と無料化⇒日本弁護士連合会・東京弁護士会との協定

4) ワンストップ支援センター間のネットワーク作り

5) 予防教育

6) 支援員の養成・育成

今後の課題と要望

- 被害実態に即した対応と法整備の必要
事件化できない事案、あるいは不起訴になる事案の背後にある被害者の「心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進すると共に司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行う（附帯決議）」ことの推進が必要。
- 警察署に申告した被害者の公費の支払いの基準が不明確である点の見直し。
- 密に連携のできる医療機関（産婦人科・精神科）の確保
- 運営費の手当て拡充（支援員の交通費、コーディネーターの人件費）